輸入車の環境負荷物質の対応状況について

現在の適合状況

日本に輸入される欧州製造車、米国製造車及び韓国製造車は、現時点で EU ELV 指令の環境負荷物質要求*に適合していることを確認しております。

<参考>EU ELV 指令 環境負荷物質要求

「2003年7月1日以降、市場に投入される車の材料・構成部品に鉛、六価クロム、水銀、カドミウムを含有させてはならない。ただし、下表の条件を除く。」

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限	
鉛	機械加工目的の鋼鉄 及び亜鉛めっきされた鋼鉄 最大 0.35w%	(期限未設定)	
	機械加工目的のアルミ 最大 2.0w%	2005年7月1日までに 市場投入された車両の 交換部品	
	鉛を含有するアルミ 最大 1.5%	2008 年 7 月 1 日までに 市場投入された車両の 交換部品	
	鉛を含有するアルミ 最大 0.4 w%	(期限未設定)	
	銅合金 最大 4w%	(期限未設定)	
	ベアリングシェル ブッシュ	2008 年 7 月 1 日までに 市場投入された車両の 交換部品	
	エンジン、トランスミッション、エ アコンコンプレッサーのペアリング シェル及びブッシュ	2011年7月1日まで。 それ以降は、同日までに 市場投入された車両の 交換部品	
	パッテリー	(期限未設定)	
	振動ダンパー	(期限未設定)	
	プレーキホース、燃料ホース、 エアベンチレーションホースの エラストマーの加硫剤及び安定剤、 シャシー装備のエラストマー/金属 パーツ、エンジンマウント部品	2005年7月1日までに 市場投入された車両の 交換部品	
	ブレーキホース、燃料ホース、 エアベンチレーションホースの エラストマーの加硫剤及び安定剤、 シャシー装備のエラストマー/金属 パーツ、エンジンマウント部品 最大 0.5w%	2006年7月1日までに 市場投入された車両の 交換部品	
	パワートレイン装備での エラストマーの接着剤 最大 0.5w%	2009年7月1日まで	

	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限	
鉛	ガラス上以外の電子基盤 及び他の電気装備のハンダ	2010 年 12 月 31 日 までに型式認可され た車両及びその交換 部品	
	ガラス上の電気装備のハンダ	2010年12月31日 までに型式認可され た車両及びその交換 部品	
	パルプシート	2003 年 7 月 1 日まで に開発されたエンジ ン型式の交換部品	
	ガラス・セラミック合成物に鉛を 含む電気部品 電球(パルブ)のガラスと点火プラ グの Glaze(ガラス塗膜)を除く	(期限未設定) エンジン圧電素子以外の 部品で、車両平均使用量 60gを超える場合は取り 外し義務あり	
	インフレーター等の 点火装置	2006 年 7 月 1 日以前 に型式認可された車 両及びその交換部品	
6価クロ	防錆コーティング	2007年7月1日まで に市場投入された車 両の交換部品	
Ā	シャシー用ポルト及びナットの 防錆コーティング	2008 年 7 月 1 日まで に市場投入された車 両の交換部品	
	モーターキャラバンの冷蔵庫	(期限未設定)	
水銀	ヘッドライトのディスチャージ ランプ	2012 年 7 月 1 日まで に型式認可された車 両及びその交換部品	
	インストパネルディスプレイの 蛍光管	2012 年 7 月 1 日まで に型式認可された車 両及びその交換部品	
カドミウム	電気自動車のパッテリー	2008年12月31日まで。それ以降は、同日までに市場投入された車両の交換部品	

^{*;}欧州議会ならびに理事会指令 2000/53/EC、EU 委員会決議による修正案 2008/689/EC に基づく